

児童扶養手当の支払い回数の見直しに伴う臨時児童扶養等資金貸付等の対応について

令和元年 11 月 18 日
子ども未来部

ひとり親家庭等の生活の安定を図る目的で支給されている児童扶養手当の支払い回数の変更に伴う影響を緩和するため、国において創設された、母子臨時児童扶養等資金及び父子臨時扶養資金（以下「臨時児童扶養等資金」という。）の貸付制度について、本市の対応を説明するものである。

1 児童扶養手当の支払い回数の変更等について

(1) 支払回数

ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当の支払い回数が増加されることとなったものである。

（改正前）年 3 回（4 月，8 月，12 月）／支払月の前 4 か月分をまとめて支払い
（令和元年 11 月以降）年 6 回（奇数月）／支払月の前 2 か月分をまとめて支払い

(2) 変更時期

令和元年 11 月から。

(3) 手当額の改定と令和元年度の手当額の継続

手当額の改定は、従前は 8 月分から行われていたが、支払回数の増加により、今後は、11 月分から行われることとなる。このため、令和元年度については、8 月分から 10 月分の 3 か月分は、平成 30 年度の手当額が継続される。

〔児童扶養手当の支払回数増加イメージ図〕

平成30年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支払				支払 (現況届)				支払			

【額改定】

令和元年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支払				支払 (現況届)			支払		支払		支払

【額改定】

令和2年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	支払		支払 (現況届)		支払		支払		支払		支払

【額改定】

〔参考〕

令和元年 8 月末現在の児童扶養手当受給者数 2,606 人

令和元年度予算額 児童扶養手当給付事業 1,205,708 千円（扶助費）

2 臨時児童扶養等資金

令和元年度については、8月分から3か月間、平成30年度の手当額が継続されることになる。手当額が増額改定される受給者にとっては、生計費への影響が懸念されることから、国において、臨時児童扶養等資金の貸付制度が創設された。

(1) 貸付対象者

令和元年8月分の児童扶養手当の額が、同年11月分の児童扶養手当の額に相当する額未満である者（手当額が増額改定される者）。

(2) 貸付限度額

[令和元年11月分児童扶養手当相当額－同年8月分児童扶養手当相当額] × 3か月分
※手当額の継続によって影響を受ける額の範囲内。

(3) 貸付期間

令和元年11月1日から令和2年1月31日まで。

(4) 貸付利率・据置期間

貸付利率は、無利子とする。

据置期間は、貸付けの日から6か月間とする。ただし、児童扶養手当の全部支給に該当する者については、児童が18歳に達する年の年度末までの間において2年以内の期間とする。

(5) 償還期限

据置期間経過後3年以内とする。ただし、児童が就学している場合は、その期間において償還を猶予することが出来る。

(6) 想定される貸付規模

貸付規模は、対象者数約120名、貸付総額約6,600千円（H28及びH29年度の支給実績から推計）と見込んでいる。

なお、本貸付に係る市の予算措置については、既存の母子父子寡婦福祉資金貸付事業において対応することとなる。

3 償還金の一部免除

借主が、償還日において、死亡している場合や精神若しくは身体に著しい障害を受けている場合、または、児童扶養手当の全部支給に相当する所得である場合には、償還金の一部免除することができる。

この措置は、低所得者を対象としたものであり、ひとり親世帯の生活困窮を未然に防ぐ観点から、本市においては、償還金の一部免除に関する条例を令和元年12月議会に提案する予定である。

なお、岩手県においても、本市と同様の内容の条例化の措置が講じられているものである。

4 スケジュール

R元年11月1日	貸付制度に係る母子父子寡婦福祉法施行細則施行・申込受付開始 貸付制度の周知
8日	貸付制度のチラシを児童扶養手当現況届審査結果に同封し送付
18日	市議会全員協議会への説明
12月下旬	償還金一部免除に係る条例制定 貸付及び償還金一部免除制度の周知（対象者へチラシ送付）
R2年1月31日	貸付の終了
5月～	償還の開始・償還金一部免除の適用開始